



三本松地区水田



春ソバの花(乙畠)



六間堰見学(奥古閑小)



排水機場見学(川口小)

CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 1 通常総代会開催
- 2 平成29年度決算、令和元年度予算
- 3 令和元年度賦課金納付について
- 4 農業農村整備事業
- 6 水利施設の維持管理
- 7 様々な活動
- 11 お知らせ

組合員・受益面積の状況 (2019年6月末)

- 面積：
1,510.7ha(田1,481.1 畑29.6)
- 組合員：
1,638名

『ご挨拶』



理事長
村上 義博

皆様には日頃から土地改良区の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年は熊本県では統計上最も遅く梅雨入りが発表され、各地で深刻な水不足が新聞等で報道されました。管内でも代掻き・田植えの時期に雨が降らなかったため、水不足が心配されましたが、全ての水田で田植えがされ、順調に生育しており、安堵しています。

昨年は全国各地で自然災害が多数発生し、農業にも多大な被害をもたらしました。幸いにも熊本県では大きな自然災害は無く、昨年の作況指数は「やや良」という発表でした。今年も災害が発生しないことを願います。

熊本市南土地改良区がスタートし、早いもので3年目となりました。運営基盤が強化されたことで、行政機関並びに関係団体との連携も強化され、施設整備や事業並びに管理体制機能などの向上が図られています。

現在、管内では4地区で県営事業が行われており、総事業費は約70億円となります。一つの土地改良区でこれだけの事業が行われますのは、合併により土地改良区の基盤が強化されたことによるものではないかと思っています。

宇土開地区基盤整備事業につきましては、昨年度、新規採択され、測量設計や換地原案作成が行われました。事業推進委員や換地委員の皆様のご尽力により、今年度より早速工事に着手します。また、松の木堰の更新につきましては、平成27年度に採択さ

れ、事業費の増加や工法変更等による計画変更で着工が遅れていましたが、皆様のご協力により今年度には本格的に工事が始まります。甲畠口地区基盤整備事業は順調に工事が進んでいます。海路口第1排水機場につきましては、事業費の増加により今年度計画変更を行いますので、関係者の皆様にはご協力お願い致します。

また、熊本地震により中断していました中沖・本田地区の排水路と内田沖田地区排水路につきましても、昨年度より工事が再開されています。

このように管内では多くの事業が実施されます。

今後も皆様のご理解・ご協力を得ながら事業を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

天明環境保全隊の活動は13年目となります。地域の協力体制が出来、共同活動の輪が着実に広がっています。また、多面的機能支払交付金により、維持管理費の軽減にもなっています。

さて、今年度、改正土地改良法が施工されました。これは近年の農業及び農村を巡る情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、理事の資格要件の見直しや利水調整のルール化、複式簿記の導入、員外監事の導入等を柱とした法改正が成立し、土地改良区も大きな変革期を迎えようとしています。

今後も土地改良区の運営基盤の強化と効率化を図るため、更なる統合整備の検討を進めてまいります。

平成も終わり、令和と年号が変わり、時代の変化とともに更なる変革が求められており、責務の重大さを痛感する次第です。

最後になりますが、今年度も組合員の皆様のご期待に添えるよう、役職員一同、職務に邁進する所存でありますので、引き続き、ご支援・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

通常総代会開催

第3回通常総代会提出議案

平成31年3月15日(金)天明多目的研修所2階大会議室において、総代42名(定数48名)が出席し、第3回通常総代会が開催されました。上程された12議案は全て原案通り可決されました。

- 1号議案 平成29年度事業報告及び財産目録並びに一般会計・特別会計決算承認について
- 2号議案 平成30年度一般会計・特別会計補正予算(案)議決について
- 3号議案 平成31年度事業計画(案)、一般会計・特別会計予算(案)議決について
- 4号議案 平成31年度賦課金の徴収及び時期方法議決について
- 5号議案 平成31年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに余裕金の預入先議決について
- 6号議案 平成31年度長期借入金について
- 7号議案 平成31年度他目的施設使用料、排水使用料及び手数料徴収議決について
- 8号議案 平成31年度農地転用決済金及び徴収議決について
- 9号議案 平成31年度賦課金の徴収委託議決について
- 10号議案 役員報酬について
- 11号議案 旧大門樋土地改良区事務所跡地売却について
- 12号議案 第一海路口地区水利施設整備事業計画変更について



第3回通常総代会の様子

平成29年度決算・令和元年度予算

平成29年度 一般会計決算

差引金額 27,939,654円を平成30年度へ繰越

■ 収 入 116,615,969円

賦課金	48,089,790円
附帯事業収入	7,357,929円
基本財産運用収入	381,900円
補助金等収入	19,221,502円
寄付金収入	2,480円
受託料収入	9,000,000円
雑収入	2,213,368円
借入金	794,000円
繰入金	29,555,000円

■ 支 出 88,676,315円

土地改良事業費	44,075,372円
一般管理費	25,533,824円
負担金等	3,508,082円
借入金返済	5,017,425円
積立金操出	6,500,000円
補助金	1,513,000円
諸費	2,528,612円

令和元年度 一般会計予算

■ 収 入 268,179,000円

賦課金	48,654,000円
附帯事業収入	7,780,000円
基本財産運用収入	623,000円
補助金等収入	98,001,000円
寄付金収入	1,000円
受託料収入	14,752,000円
雑収入	751,000円
借入金	65,000,000円
積立金取崩収入	6,787,000円
繰越金	25,830,000円

■ 支 出 268,179,000円

土地改良事業費	41,484,000円
一般管理費	34,945,000円
負担金等	162,635,000円
借入金返済	90,000円
積立金操出	4,500,000円
補助金	2,000円
予備費	24,523,000円

※平成30年度決算は来年度の報告になります。

令和元年度 特別会計積立金等 (R2.3月末予定額)

農地転用決済金	1,989千円
職員退職積立金	26,386千円
東部用地費積立金	63,724千円
南部用地費積立金	21,207千円
中央用地費積立金	3,169千円

土地改良事業積立金(三本松)	12,952千円
土地改良事業積立金(大門樋)	24,493千円
土地改良事業積立金(天明)	187,313千円
六間堰管理基金	181,894千円

総額 523,127千円

令和元年度賦課金納付について

賦課金とは

「なぜ賦課金を支払わねばならないのか」の質問が寄せられます。

土地改良法第36条(経費の賦課)で「土地改良区は、事業に要する経費に充てるため、地区内にある土地につき組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

賦課金は土地改良事業(維持管理も含む)の受益地に賦課するもので、その農地は土地改良事業の効果を受けるため、賦課金を負担する必要があります。

令和元年度賦課金の納付

**賦課金の納入は便利な口座振替を利用下さい。
(申込みは事務所まで)**

納付が遅れると延滞金(14.6%)が発生します。期日までに納付をお願いします。

●納期日	50,000円以下	1回:7月末
	50,000円超	2回:7月末・11月末
	祭田	1回:11月末

【注記】・経常賦課金は、運営費+維持管理費で算出します。

三本松地区 毎年40万円の賦課金が不足しています。現在、三本松土地改良事業基金を取り崩して運営費に繰入れています。施設の修理代等が高み、数年後には基金も無くなり、その時は賦課金を上げなければなりません。

八幡地区 八幡地区の運営費は、下流域(護藤、畠口、沖新:249ha)で120円/10a負担しています。大門取水口から八幡までの水利権更新費用やゲートや水路の修理・更新費用は、応分の負担となります。工事に伴う事務費(事業費×10%)も別途負担となります。

	地区名	経常費	備考
全地区	1 組合員 当り	400	※1
三本松	三 本 松	1,700	
大 門	八 幡	600	
	上 ・ 下 護 藤	3,500	
	五 丁	6,700	※6
	甲 畠 口	6,200	※2,3,6
	乙 畠 口	4,200	
	沖 新	4,200	
天 明	天明中央(古新地含)	3,000	※4
	内 田 沖 田	4,800	※4
	天 明 南 部	3,000	※4,5
	天 明 東 部	3,000	※5
	沖新益城・浦田・学料	3,000	※4
	宇土開・採蠟司	3,500	※3
	新 村	4,300	※4
	畑(天明地区のみ)	1,000	

単位:円/10a
※経常費1,000㎡当り

- ※1 賦課額が少額の(小面積)組合員も必要経費(口座振替・通知書・領収書・広報等)が掛かります。平成29年度より全組合員を対象に1組合員当り400円いただいています。
- ※2 甲畠口は令和元年度より揚水機場電気代、管理者手当を土地改良区で徴収します。そのため、昨年度より経常費を2,000円上げています。
- ※3 甲畠口・宇土開地区基盤整備事業負担金は、借入を行い据置期間(10年)を設け、利息を負担しています。集積を達成出来ない場合は、完了後(据置期間後)特別賦課金で徴収します。
- ※4 松の木堰農業水利施設保全合理化事業負担金は、借入を行い据置期間(5年)を設け、利息を負担しています。集積を達成出来ない場合は完了後(据置期間後)、天明地区(天明東部を除く)で特別賦課金を徴収します。
- ※5 天明東部・南部地区特別賦課金は平成28、29年度に終了しました。
- ※6 電力・管理費含む

令和元年度の主な農業農村整備事業

県営農業水利施設保全合理化事業（松の木堰の改修）

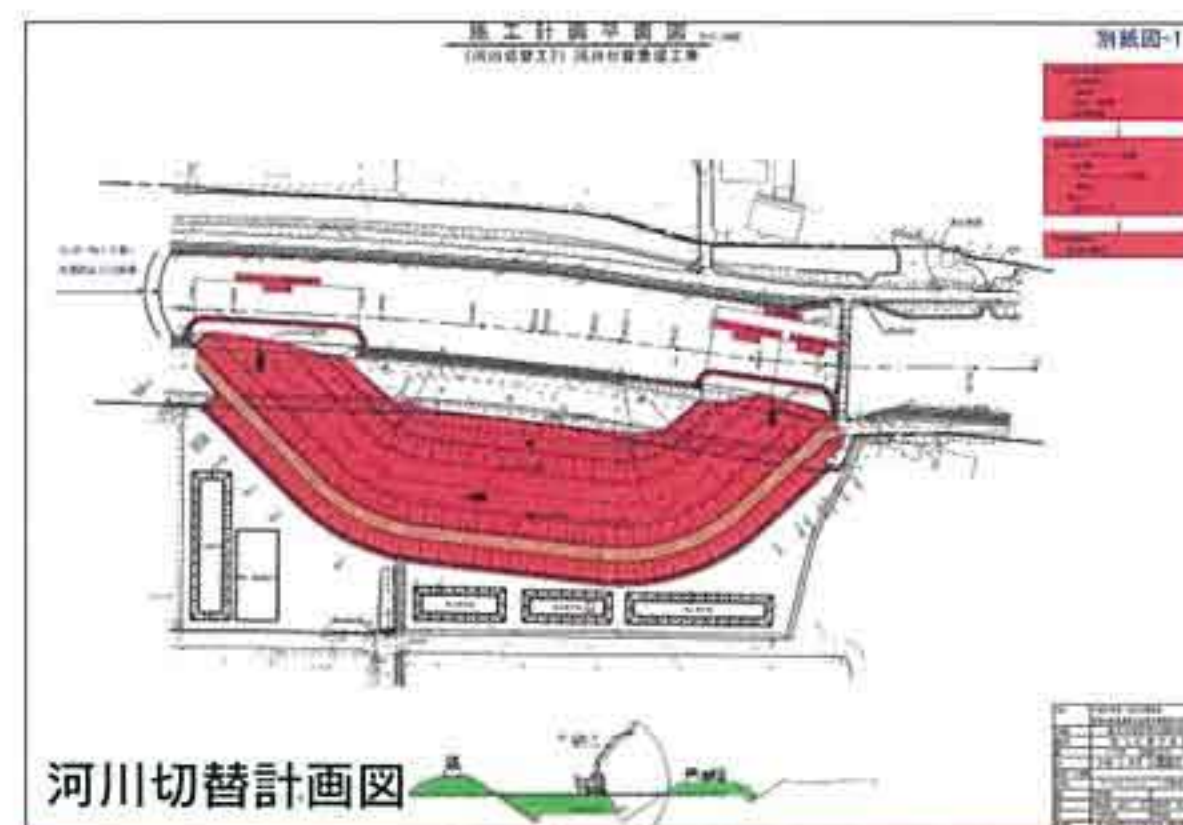
昨年度、計画変更の手続きが完了し、今年度より本格的に工事が始まります。まずは河川切替工を行い、基礎工、本體工が随時行われます。令和3年度の完了を予定しています。

工事負担金は、平成30年度より日本政策金融公庫に借入を行い、据置期間（5年）を設け、現在利息を返済しています。

全体概要

- 総事業費：2,781百万円
- 今年度事業費：379百万円
- 受益面積：1000.9ha
- 受益者数：1,599戸
- 事業工期：平成27年度～令和3年度（予定）
- 事業内容：頭首工（複合ゲート2連、魚道）、用水路工（サイホン1箇所）
- 負担金：国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

本事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業（農地集積）により成果を上げると助成があります。集積率55%以上の場合は、5.5%の助成があり農家負担金はゼロになりますので、集積にご協力をお願いします。



県営甲畠口地区経営体育成基盤整備事業

今年度は、区画整理工21haと排水路工700mを施工予定です。

全体概要

- 総事業費：1,749百万円
- 今年度事業費：395百万円
- 受益面積：82.3ha
- 受益者数：187戸
- 事業工期：平成25年度～令和3年度（予定）
- 負担金：国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

本事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業（農地集積）により成果を上げると助成があります。集積率55%以上の場合は5.5%の助成があり、農家負担金はゼロになりますので、集積にご協力をお願いします。

※緑色部分が今年度施工予定となります。▶

甲畠口地区 経営体育成基盤整備事業
全体計画平面図
S=1/1,000



平成30年度に整備された道路、排水路、揚水機場



県営宇土開地区経営体育成基盤整備事業（平成30年度新規）

平成30年度は、実施設計や境界立会、換地原案作成等が行われました。関係者の皆様のご協力により、換地原案が無事出来上がり、今年度より工事が開始されます。

今年度は、区画整理工5.2haや用水路工（揚水機場、幹線用水路）、幹線排水路工を施工予定です。

また、事業が早期完了するよう、来年度以降、通年での施工を計画しています。受益者の皆様にはご協力をお願いします。

- 全体概要**
- 総事業費：1,225百万円
 - 今年度事業費：243百万円
 - 受益面積：56.2ha
 - 受益者数：121戸
 - 事業工期：平成30年度～令和5年度（予定）
 - 負担金：国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業（農地集積）により成果を上げると助成があります。宇土開地区では担い手農家45名（36.57ha）により地区内農用地面積の80%以上（45ha）の集積を行うことで、農家負担金はゼロになりますので、集積にご協力をお願いします。



※黄色部分（今年度施工予定）



現在の揚水機場（今年度改修予定）
※昭和4年に造られ、90年間、宇土開地区の農地を灌漑してきました



現在の揚水ポンプ（今年度改修予定）

県営海路口第一地区排水対策特別事業（海路口第1排水機の更新）

今年度はポンプ形式の変更や物価上昇による事業費の増加に伴い、計画変更が必要になるため、受益者の皆様の同意徴収が必要となります。ご協力よろしくをお願いします。また、計画変更のため、工事は来年度以降からとなります。農家負担分は、熊本市が全額負担します。

- 全体概要**
- 総事業費：1,760百万円
 - 今年度事業費：20百万円
 - 受益面積：47.4ha
 - 受益者数：134戸
 - 事業工期：平成27年度～令和5年度（予定）
 - 負担金：国50%、県25%、市25%



更新される海路口第一排水機（学料）

市営上中沖・本田地区排水路整備

熊本地震以降、2年間工事が中断されていましたが、昨年より工事が再開されました。



整備された水路：平成30年度施工延長 約120m

市営内田沖田地区排水路整備

内田沖田地区の受益者の皆様からかねてより要望がありました排水路整備が、昨年度より実施されました。今後、数年掛けて整備を行います。



整備された水路：平成30年度施工延長 約95m

III 水利施設の維持管理

県営圃場整備事業等の事業で出来た施設は、土地改良区の財産です。(熊本市南土地改良区管内には下記の農業水利施設があります)

【用水施設】

- 堰8ヶ所 ●樋門5ヶ所 ●用水路219km
- 揚水機場14ヶ所 ●取入口 27ヶ所
- 水中ポンプ 27ヶ所 ●分水・転倒ゲート

【排水施設】

- 排水路 216km ●排水機場 13ヶ所
- 排水樋門 8ヶ所 ●排水ゲート

【維持管理費】(令和元年度予算額)

人件費	16,306千円	堰、揚水機・排水機、水調整費、事務費等
電力費	8,390千円	堰、揚水機、排水樋門等
諸経費	4,800千円	修理、職員保険、賠償・傷害保険、点検整備、水道光熱費等

《土地改良施設の管理範囲》

天明 堰(5)、揚水機(7)、排水機(10)、樋門(5)取入口(22)、水中ポンプ(34)、用水路127km、排水路125km、農道125km、ゲート150カ所は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。

大門樋 湾洞(1)、幹線揚水機(2)、排水機(3)、取入口(2)、転倒堰(2)、幹線用水路(27km)は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。

三本松 堰(1)、取水堰(1)、転倒堰(7)、幹線用水路(15km)は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。

※近年の農地転用により農地が減少、水路延長は昔と変わらないため、維持管理が増大。

《維持管理の方法》

ア 水利用調整は用排水調整委員会の指示の基、施設管理者・総代・関係機関と連携を図る。

イ 修理・整備は、総代からの要望の基、工事委員会で協議の上、実施する。

ウ 多面的機能支払い(環境保全隊)に参加し、施設の長寿命化を図り資源保全に寄与する。

《維持管理の取り決め》

土地改良区は賦課金で運営しており、外注をすれば賦課金が上がります。組合員が行う維持管理には、行政支援(多面的機能支払)がありますので活用下さい。八幡地区は農業振興地域でないため、除外となります。三本松(南部総合スポーツセンターより北側)は、農地維持活動だけの参加となります(今年度から長寿命化も実施予定)。畠口は畠口地域資源保全隊へ、三番・四番は中島地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会に参加下さい。

◎組合員が行う維持管理

田んぼ周りの水路の土砂上げ・草刈り、畦畔の維持管理

※農家や地域住民による地域ぐるみの活動(天明農地水環境保全組織)へ参加下さい。

◎地域管理

- ・取水ゲート(河川)23ヶ所の操作
- ・揚水機場8ヶ所の運転
- ・水中ポンプ27ヶ所の運転
- ・分水ゲートの操作
- ・水路の軽微な補修など

※軽微な施設補修や配水操作(用排水調整)は、多面的機能支払(共同活動)の支援があります。

※用水路・水中ポンプ・スクリーン・ゲート等用水関係の補修・更新は、多面的機能支払(長寿命化)の対応になります。

◎水土里ネット直接管理

- ・三本松堰
- ・六間堰(導水路)
- ・松の木堰
- ・八間堰
- ・方指堰
- ・ガメ堰
- ・排水機場(13ヶ所 市より管理受託)
- ・排水樋門(市より管理受託含む)

◆熊本市農水局・南農業振興課との連携

熊本市は平成28年4月より機構改革により農水局(本庁)が新設され、南農業振興課(南区役所内)西農業振興課(西区役所内)で地域農業の振興、土地改良事業、施設の整備・維持管理等の業務を行っています。

用排水路・農道・排水路・排水樋門・排水機等は一般市民も利用する施設なので、農水局(南・西農業振興課)で整備・補修をされます。

集落内の農道・排水路等の整備要望は、地元自治会や農区からになりますが、農振農用地の整備は土地改良区が推進母体となります。用水施設は農業者が利用するので、土地改良区が主体となり維持管理や整備(工事・修理)します。

Ⅲ 様々な活動

水源かん養林「水土里ネットの森」

平成17年より阿蘇から有明海までの27の水土里ネット(土地改良区)は、阿蘇山が育む水を下流域へ安定供給するため「水土里ネットの森」(阿蘇山麓 日の尾原野)の育樹に取り組んでいます。

毎年6月と8月に広葉樹15,000本(6ha)の下草刈りを実施しています。今年は6月8日に第1回目の下草刈りが開催される予定でしたが、雨のため中止となりました。



平成30年度第2回下草刈り(H30.8.25)



下草刈り作業

水土里ネットの役割を知って

平成30年度も小中学校へのお出前講座や地域の学習会を開催しました。今年度も小中学生や地域住民を対象に、学習会等を通して地域の水土里に理解が深まるよう発信します。

参加希望の方はホームページをご覧ください。事務局へお問い合わせください。

- 水源地探索(秋開催:天明みらいの森等)
- 出前講座(随時)
- 炭焼きと水の浄化作戦(9~12月開催予定)



水質調査(六間堰・奥古閑小)



下草刈り(天明みらいの森・奥古閑小)



出前講座(川口小)



施設見学(南部第2排水機場・川口小)

III 各種活動報告

「天明地域農業振興協議会」の活動

平成20年、天明地域の農業振興を図る目的で農業団体等を構成員とする協議会が立ち上がりました。協議会は毎年開催され、農業・農村に係わる情報を共有し、連携を図り諸問題に取り組む体制ができました。

土地改良区は農地や地図情報を各団体に提供しています。

今後、農地中間管理機構と連携し、農地集団化や生産組織の立ち上げに利活用ください。

参加団体：大農区長、農協、農業共済、農業委員会、
農業推進委員、土地改良区、認定農業者協議会
農業後継者クラブ、熊本市農業振興課



昨年7月に開催した協議会

県内外から研修に

平成30年度も県内外から多数の方々が農業農村整備事業の推進、農地水環境保全活動等について視察にられました。課題や対策について、相互に意見交換もできました。



筑後川堰五堰水利調整委員会(福岡県)より視察



平戸市大野町青年会(長崎県)より東西屋敷地区圃場整備を視察

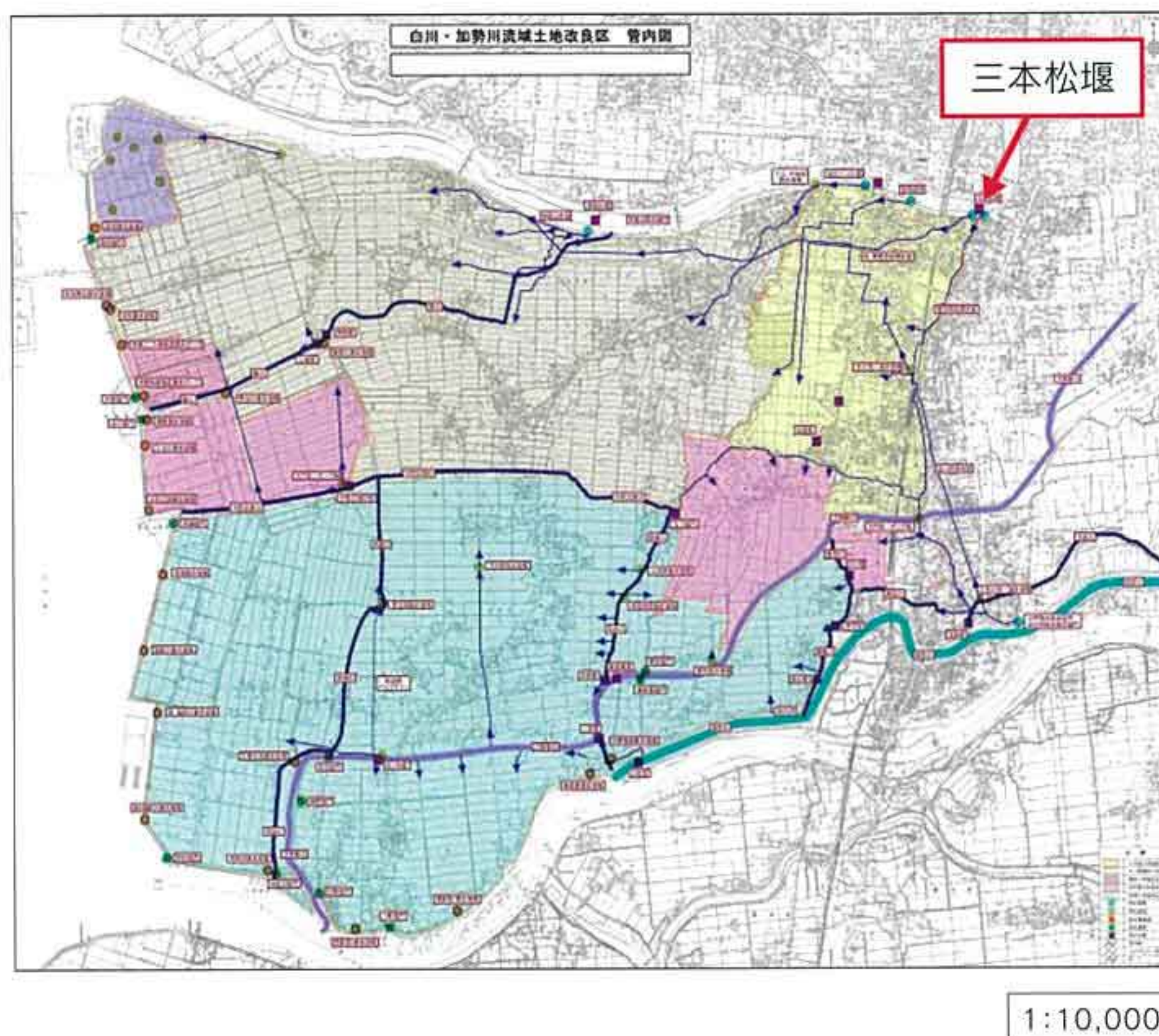
施設紹介 三本松堰

三本松堰の由来についての古文書等の記録は少なく、今回の上井手堰改修に際して何等かの手掛りとなるような、碑文等の出土を期待したが何も発見できなかった。ただ古老の言い伝えによると清正公の治水工事によって築かれたものと聞き及んでいる。

旧堰は所謂亀堰で角落し部は堰頂より一米程低く長さ十六米程であった。取水時には三本の石柱に木杵を嵌め込み、これに厚板を詰め、流水を阻止する仕組みであったが築造以来数百年に及ぶ流水に破損酷く、堰としての効果は減退し、その為用水時には毎年川築ぎを行う等、長年に亘り灌漑水の不足に悩まされ、地域農民は塗炭の苦しみを味わうことも少なくなかった。

以上の如き事情を県市当局に陳情し、関係機関の御理解と御尽力を得て、漸く昭和五十四年に角落し堰の全面改修となり、次いで昭和六十一年に頭首工の改修、更に昭和六十三年には自動転倒堰の設置となった。頭首工前面には長さ九米の 矢板を打ち込み、極力伏流水の流出を阻止したのでその後は貯水量も増え、長い旱魃にも灌漑水の不足することはなく、地域農民は安心して米作りに取組めるようになった。

思えば大正、昭和と改修前の旱魃には、歴史に残る様々な出来事があったが、今は総べて過去のものとなった。今回の総工費二億四千八百万円かけての大工事の完成に依って、改良区民一同、関係者各位に対し、限りない感謝の誠を捧げて、之を祝福すると共に、この堰の永遠に恙無いことを祈り、本事業の推進の為、御尽力を戴いた関係各位の御氏名を銘記して、永く記念するものである。 碑文より



以前はこの地区も約200haの水田を灌漑していましたが、現在は開発が進み、約65haとなっています。



- 河川: 白川
- 所在: 熊本市南区上ノ郷
- 完成: 平成2年

熊本市南土地改良区太陽光発電所

- 発電量:49.5kw
- 売電価格:34.56円(1kwh)
- 売電収入:約250万円/年(消費税含)

売電収入は全て天明事業基金に積み立てられます。



太陽光発電(奥古閑排水機場跡地:下沖)

土地改良区からのお願い

節水にご協力おねがいします!

毎年、中干し後に下流域で用水が不足します。掛け流しを無くし、用水の節約にご協力お願いします。
また、用水路に土砂やゴミが溜まっていると下流に水が届きません。定期的な泥上げや清掃をお願いします。



用水が不足している用水路



掛け流しの排水路

水路への草の切り込みをやめましょう!

水路への草の切り込みは下流域に多大な迷惑を掛けており、撤去作業に大変苦労しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。



水路畦畔に繁茂している雑草



下流域へ流れてきた草



お知らせ

組合員異動の届け

申請書類はホームページよりダウンロード出来ます

◎ 下記の場合、必ず事務局まで届け出てください。

- ◇耕作権、売買による移動
 - ◇相続(死亡)による移動
 - ◇経営移譲
 - ◇住所変更
 - ◇水田から畑への転換 など
- 〈注意〉農業委員会に届けても土地改良区へ届けがない場合は、そのまま従前者に賦課されます。

農地の買い受けの際はご確認を

農地に滞納金がある場合は土地改良法第42条(権利義務の継承)により、買受け人に滞納金は承継されます。競売・公売の場合も滞納金は権利を承継した人になり、移転登記された時点で組合員は買受け人に移動します。

滞納金は新権利者が納付することになりますので、売買の際トラブルのないよう当事者間で確認してください。売買される方は、事前に事務局にお問い合わせください。

農地転用(地区除外)

▽ 農地を宅地等に転用する場合、決済金が必要です。

農地転用によって地区の農地が減ると、残った農地で運営費、維持管理費や事業償還金を負担することになります。負担の公平化のために決済金を納めてもらうものです。

▽ 公共工事に伴う農地転用でも決済金が必要です。

道路・河川・公園等の用地として国・県・市が買収した場合。

▽ 市や農業委員会に手続きしても、決済金の納付がない限り賦課額は変わりません。

▽ 市街化区域における転用届けの場合も決済金が必要です。

▽ 土地改良区の区域から除外する際には、滞納金が残っている場合は精算します。

〈令和元年度決済額 10a当り:円〉(経常費)	三本松 70,000	護藤 60,000	畠口 60,000	沖新 60,000	中央 70,000
	南部 70,000	海路口 70,000	東部 70,000	新村 80,000	内田沖田 80,000

水路への汚水や雨水・雑排水放流について

水路に汚水や家庭雑廃水を放流する場合には、土地改良区の承認が必要です。

本来、水路は農業用排(用)水が目的で造設しますが、家庭・事業所等からの廃水について下流地区で越水問題、農作物への影響等を検討し、支障がなければ認めております。**必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。**

排水使用料について(天明地区)

サイズ(人槽)	金額(円)	【年1回】 組合員は賦課金と同時徴収。 組合員以外は8月に通知書発送し、徴収。
15人未満	3,000円	
15人以上から50人未満	5,000円	
50人以上	10,000円	

天明地区では各家庭から出る浄化槽の排水について、水路使用料をいただいています。

一部の地域は昨年頃より下水道の整備が始まり、下水道使用を開始された所もあります。

下水道使用を開始された方につきましては、排水使用料を停止しますので、証明書(領収書等)を持って事務局まで届け出をお願いします。

◆ 発行所/水土里ネット熊本市みなみ(熊本市南土地改良区)

◆ 発行人/理事長 村上 義博

《事務所》〒861-4125 熊本市南区奥古閑町1905-1

TEL:096-223-0204 FAX:096-223-0224

Eメール info@midorinet-km.jp

ホームページ https://midorinet-km.jp